

第12章 証券会社等の監督をめぐる動き

第1節 証券会社関係

事務ガイドライン改正の主な状況

「証券市場の改革促進プログラム」(平成14年8月6日公表)や「株式市場の適正な運営の確保について」(平成15年3月13日公表)を受け、以下のとおり事務ガイドラインを改正した。

1. 共同店舗及び銀行の書面取次ぎ業務に係る改正(資料12-1-1、2参照)

「証券市場の改革促進プログラム」において、誰もが投資しやすい市場の整備のため、銀行等による有価証券の販売にかかる制度整備の一環として、銀行と証券会社の共同店舗の実現、及び銀行等の有価証券売買の書面取次ぎに係る事務ガイドラインの策定が盛り込まれたことを受け、証券会社の行為規制等に関する府令の一部改正が行われたことに併せ、9月17日付で

銀行によるいわゆる書面取次ぎ業務が円滑に行われるようにする観点から、業務内容のチラシによる紹介などを可能とするとともに、認められる業務範囲を明確にする。

販売チャネルの多様化を進め多様な投資家の幅広い市場参加を促進する観点から、銀行と証券の共同店舗が進むよう、現行の親子間の店舗共用制限を撤廃する一方で、親子関係の有無を問わず、共同店舗設置する際に必要となる誤認防止措置を規定する。

等、共同店舗の設置及び書面取次ぎ業務の実施に際して留意すべき事項につき、事務ガイドラインの改正を行った。

2. 取引一任勘定取引の範囲の見直しに係る改正(資料12-1-3参照)

「証券市場の改革促進プログラム」において、証券会社の資産管理型営業への移行など新たな業務展開を可能にする方策の一環として、取引一任勘定取引の範囲の見直しが盛り込まれたことを受け、証券取引法第42条第1項ただし書に規定する「投資者保護に欠け、取引の公正を害し、又は証券業の信用を失墜させるおそれのないもの」として、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第1条第1項において、証券会社が顧客から注文を受ける際に、顧客から売買の別、銘柄及び数について同意を得た上で、価格については、当該同意の時点における相場を考慮して適切な幅を持たせた同意の範囲内で証券会社が定めることができることを内容とする契約を締結することを規定することに併せ、当該「同意」の具体的内容について事務ガイドライン3-4-1に規定を追加した(12月6日発出、12月13日適用開始)。

3. 自己売買業務に関するリスク管理の徹底に係る改正(資料12-1-4参照)

証券会社による株式の自己売買については、株価の急激な変動等により証券会社の財務の健全性に大きな影響を与える恐れがあることから、投資家保護及び決済の

円滑かつ確実な執行の確保等のためには、そのリスク管理を徹底する必要があるとの観点から、「株式市場の適正な運営の確保について」において適切なリスク管理ルールの導入の検討が盛り込まれたのを受け、3月28日付で、

自社の財務状況等を十分に勘案し、適正な自己資本規制比率を設定。それに基づき許容市場リスク額等を設定すること

取引時間中、許容市場リスク額等の範囲内で行われることを管理する体制を整備すること

等、証券会社が株式の自己売買業務を行う際に留意すべき事項について、事務ガイドライン6-3に規定を追加した。

4. 内部管理体制の更なる強化に係る改正（資料12-1-5参照）

「証券市場の改革促進プログラム」において、顧客に対する一層忠実な業務執行を図る観点から、証券会社の業務について、信頼性の一層の向上に向けた必要な対応を行うとされたのを受け、平成15年4月1日付で、

証券会社が顧客に対して勧誘を行う際に、顧客属性等に則した適正な投資勧誘の履行を確保する必要があること、及び顧客情報漏洩事件の未然防止といった観点から、顧客属性等にかかる情報の適切な管理及び活用を徹底すること

顧客の取引状況等を迅速に把握しトラブルを未然に防止する観点から、証券会社が顧客との面談を行う制度の整備及びその適切な運用を図ること

等、証券会社が業務を行う際に留意すべき事項の具体的内容について、事務ガイドライン3-11に規定を追加した。

証券会社に対するオフサイト・モニタリングの概要

1. オフサイト・モニタリングの充実

証券会社の健全性にかかる総合的かつ継続的なモニタリングを行うことを通じて、証券会社自身によるリスク管理の強化を促すとともに、あわせて各社の事務コストを軽減する観点から、徴求データの電子化及びコンピュータシステムを活用した新たな分析手法を導入した。

2. オフサイト・モニタリングの展開

平成14年3月29日証券取引法第59条第1項等に基づき、すべての証券会社に対して報告を求めており、今後は、これらのデータをもとにした各社との対話を通じ、本来のリスク管理のあり方等について検討を行い、必要に応じ将来の自己資本規制等のルールの見直しにつなげていくこととする。

なお、報告項目は次のとおりである。

自己資本規制比率の状況

業務、経理の状況

顧客資産の分別保管の状況

市場リスク

取引先リスク
 オペレーショナルリスク
 流動性リスク

証券会社の概況

1. 証券会社の数の推移（資料 12 - 1 - 6 参照）

(1) 国内証券会社

国内証券会社は、平成 14 年 7 月以降、他業態による証券会社の設立など新規参入が行われており、10 社が新規に登録を受けている。

一方、証券業界からの退出は廃業 8 社、合併 5 社、営業譲渡等 5 社の計 18 社である。

この結果、平成 15 年 6 月末現在における国内証券会社数は 231 社（うち金融機関の証券子会社は 5 社）となっている。

また、この中には金融システム改革以降、最近の規制緩和等を踏まえ、投資信託など特定の商品の販売に重点を置いたり、インターネット証券取引、PTS 運営業務など特定業務に特化するなど、様々な特色のある証券会社が見られる。

15 年 6 月末現在の国内証券会社一覧は資料 12 - 1 - 7 参照

新規参入証券会社

証券会社名	登録年月日
エーアイピー証券	14.7.2
ジョイント証券	14.7.5
三菱東京ウエルスマネジメント証券	14.7.18
ジェイ・ボンド証券	14.9.6
シーエーエーエム証券	14.10.29
プリヴェチュリーリッヒ証券分割準備	14.11.25
ナショナル・オーストラリア証券	15.1.6
日本証券代行	15.1.6
だいこう証券ビジネス	15.1.6
インタースイストラスト証券	15.6.13

自主廃業に向けた営業休止等を行った証券会社

証券会社名	廃業年月日
ピーエスアイ証券	14.8.3
岐阜第一証券	14.9.17
フリート証券	14.11.11
ウエストウッド証券	15.1.15
三条証券	15.2.20
プライベート証券マネジメント	15.3.28
山根プレボン証券	15.4.14

ジェイナイト証券	15.6.1
----------	--------

合併した証券会社

合併証券会社名	新証券会社名	合併日
国際証券（存続会社） - 東京三菱証券 - 東京三菱パーソナル証券 - 一成証券	三菱証券	14.9.1
藍澤証券（存続会社） - 平岡証券	藍澤証券	14.10.1
明光ナショナル証券（存続会社） - さくらフレンド証券	S M B C フレンド証券	15.4.1

営業譲渡により消滅した証券会社

消滅国内証券会社	譲渡先証券会社	譲渡日
協生証券	オリエント証券	14.10.7
エーエムピー証券	アクセス証券	15.3.28
ファインシャルプランナーズ・リウ証券	日本イバスターズ証券	15.4.30

分割により営業の全部を承継させた証券会社

承継させた国内証券会社	承継した証券会社	分割日
プリム・インターナショナル証券	プリム・インターナショナル証券分割準備 （現 プリム・インターナショナル証券）	14.12.1
ユニコム証券	日本アジア証券	15.2.26

(2) 外国証券会社

外国証券会社は、平成14年6月末50社であったが平成14年7月以降、4社が新規に登録を受けている。

また、平成14年7月以降、本国の経営戦略の見直し等による廃業により10社が撤退等したことから、平成15年6月末現在における外国証券会社数は44社となっている。

14年6月末現在の外国証券会社一覧は資料12-1-8参照

新規参入外国証券会社

外国証券会社名	登録年月日
クレディ・リヨネ・キャピタル・マーケッツ・アジア・ビー・ヴィ	平成15年1月31日
スイス・リー・キャピタル・マーケッツ・ジャパン・コーポレーション(証券)	平成15年2月26日

チューリッヒ・キャピタルマーケット・ジャパン・リミテッド	平成 15 年 2 月 27 日
CDC FINANCE - CDC IXIS (証券会社)	平成 15 年 4 月 4 日

日本より撤退した外国証券会社

外国証券会社名	廃業年月日
ウィリアム・ブレアー・グローバル・ホールディングス	平成 14 年 8 月 19 日
モルガン・スタンレー・ニッポン・セキュリティーズ・リミテッド	平成 14 年 8 月 30 日
アメリカン・エクスプレス・ファイナンシャル・アドバイザーズ・ジャパン・インク	平成 14 年 9 月 30 日
ミツビシトラストインターナショナルリミテッド	平成 14 年 12 月 2 日
サスン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド (証券会社)	平成 15 年 1 月 15 日
クレディ・リヨネ・セキュリティーズ・ヨーロッパ・スイス・アーゲー (証券)	平成 15 年 3 月 1 日
カザノブ・アンド・カンパニー・ジャパン・リミテッド	平成 15 年 5 月 7 日
クレディ・アグリコル・ラザード・ファイナンシャル・プロダクツ・バンク	平成 15 年 5 月 9 日
サムスン証券株式会社	平成 15 年 4 月 25 日
CDC FINANCE - CDC IXIS (証券会社)	平成 15 年 6 月 30 日

4. 国内証券会社の平成 14 年度決算概要 (資料 12 - 1 - 9、資料 12 - 1 - 10 参照)

(1) 経常損益

営業収益については、債券を中心にトレーディング損益が 1,053 億円増加(前期比 28%増)したものの、株式市況の低迷等により受入手数料が 1,458 億円減少(前期比 13%減)したこと等から、国内証券会社 234 社の合計で 1 兆 6,204 億円(前期比 4%減)となった。

一方、販売費・一般管理費については、人件費等の削減により 1 兆 4,931 億円(前期比 7%減)となった。

この結果、経常損益は、631 億円(前期比 318%増)の利益計上となり、前期と比較して大幅に増加した。

(2) 当期純損益

当期純損益については、特別損失として、株価下落に伴う投資有価証券評価減があったため、1,646 億円の損失(前期 2,557 億円の損失)となり、2 期連続の赤字計上となった。

証券会社に対する行政処分

証券会社に対する行政処分については、証券取引の公正性の確保や投資者保護等の観点から、検査等を通じて法令違反行為が認められた場合には、法令に則り厳正に対処してきているところである。

平成 14 年 7 月以降の行政処分の状況については、検査局及び証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、14 社（国内証券会社 8 社、外国証券会社 6 社）に対し 14 回の行政処分（業務停止命令及び業務改善命令）を行っており、行政処分に至った違法行為の内容は、実勢を反映しない作為的相場形成、取引一任勘定取引の契約の締結、特別な利益提供を約した勧誘、等となっている。

顧客資産の分別保管の徹底及び投資者保護基金の統合について

1. 顧客資産の分別保管の徹底（資料 12 - 1 - 11 参照）

金融システム改革に伴う証券取引法の改正（平成 10 年 12 月 1 日施行）においては、証券会社の業務を自由化する一方、投資者保護の観点から、証券会社における顧客資産の分別保管（預託有価証券の分別保管及び顧客預り金等の信託）義務を法律上明確化した（証券取引法第 47 条）。

さらに、平成 13 年 4 月から、投資者保護基金による顧客一人当たりの補償限度額が 1,000 万円となったことを踏まえ、当局としても、顧客資産の分別保管のさらなる徹底を図ってきたところである。また、日本証券業協会は、顧客資産の保護の重要性に鑑み、平成 13 年 11 月の理事会決議において、顧客資産の分別保管に関する定期的な外部監査を会員証券会社に義務付けており、平成 14 年度を第 1 回目の受検対象年度として導入した。

2. 投資者保護基金の統合（資料 12 - 1 - 12、12 - 1 - 13 参照）

金融システム改革に伴う証券取引法の改正（平成 10 年 12 月 1 日施行）において、顧客資産の分別保管の義務化とともに、証券会社の破綻の際のセーフティネットとして、投資者保護基金制度を創設し、全ての証券会社に投資者保護基金への加入を義務づけた。

投資者保護基金は、国内系証券会社を中心とする日本投資者保護基金と外資系証券会社を中心とする証券投資者保護基金が存在していたが、平成 14 年 7 月 1 日に統合し一本化している。

. 証券アナリストの信頼性の向上に向けた取組み（資料 12 - 1 - 14 参照）

平成 14 年 8 月 6 日に公表された「証券市場の改革促進プログラム」に基づき、市場における公正な取引の確保を図る観点から、証券アナリストの信頼性の向上に向けた取組みとして、日本証券業協会に対し、証券アナリストに関する自主ルールの所要の見直しを行うよう要請した。これを受け日本証券業協会では同協会における証券アナリストに関するルールである「アナリスト・レポートの取扱い等について」を米国におけるルールを参考に改正した。

主な改正内容は、

(1) 利益相反についての表示

ア．会員及びアナリストが対象会社と重大な利益相反の関係にある場合には、その内容をアナリスト・レポートに表示

イ．株式等の募集又は売出しに関し主幹事会社となった会社のアナリスト・レポートを有価証券届出書等の提出日から1年以内に発表する場合には、当該アナリスト・レポートにおいて主幹事会社となった旨を表示 等

(2) 組織体制及び報酬体系の整備

アナリストの意見の独立性を確保する観点から、適切な組織体制及び報酬体系を整備しなければならない

(3) 顧客への約束等の禁止

引受け部門等の役職員は、顧客又は見込み顧客に対し、当該顧客に係るアナリスト・レポートの作成を約束し又は申し出てはならない

(4) 対象会社に対する事前通知の禁止

発表前のアナリスト・レポートを当該アナリスト・レポートの対象会社に通知してはならない

等となっている。

第2節 投信・投資顧問

不動産投信参入の現状

平成12年11月30日の投信法改正により、不動産を含めた幅広い資産に投資することが可能となったが、これを受け、主として不動産や不動産関連商品を投資対象とする投資信託委託業者は13社となった。

また、これらの社が運用を行う登録投資法人は11法人となった。

委託者非指図型投資信託の第1号ファンドの設定

平成12年の投信法改正により、委託会社が指図を行わず、信託会社等が設定・運用を行う委託者非指図型投資信託が導入された。これを受け、貸出金銭債権を主な投資対象とした第1号ファンドが平成14年9月20日に設定された。現在までに2社、2ファンドが設定されている。

説明責任の充実・強化

平成14年8月6日発表の「証券市場の改革促進プログラム」を踏まえ、運用結果の顧客への説明責任の徹底等について投資信託協会に検討を要請した。これを受けて投資信託協会では平成14年12月25日に「国民に信頼される投資信託に向けての取り組みについて」を発表し、運用の目標となる指標と実際の運用結果の乖離をグラフ等を用いてわかりやすく説明することや運用状況に関する問い合わせ先の名称、電話番号の記載を行うこと等について協会ルールで義務付け、運用報告書の充実を図ることとした。

また、事務ガイドラインにおいては運用方針に従った投資行動が行われたかについての検証結果等、運用報告書記載上の指針を示す改正を行った。

投資信託委託業者等の概況

1. 投資信託委託業者等の推移

(1) 投資信託委託業者数(資料12-2-1参照)

投資信託委託業者数については、免許制から認可制への移行に伴い、認可基準の見直し・投資対象の拡大や不動産、商社等新規分野からの参入もありこの1年(平成14年7月から平成15年6月)増加している。

この1年、10社に対して認可を行い、一方で委託業者の合併・廃業等(合併4社、営業譲渡2社、廃業解散3社)により9社の減少となった。

この結果、平成15年6月末現在の投資信託委託業者数は88社(証券系6社、銀・生損保系24社、外資系37社、不動産系5社、その他系10社、独立系6社)となった。

15年6月末現在の投資信託委託業者数一覧は資料12-2-2参照

新規参入投資信託委託業者

投資信託委託業者名	認可年月日
パシフィック・インベストメント・アドバイザーズ(株)	平成 14 年 9 月 27 日
オリックス投信投資顧問(株)	平成 14 年 11 月 8 日
プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン・イク	平成 14 年 11 月 22 日
ろうきんアセットマネジメント(株)	平成 14 年 12 月 16 日
アサ・ロゼンバーグ・インベストメント・マネジメント(株)	平成 15 年 2 月 5 日
新生インベストメント・マネジメント(株)	平成 15 年 3 月 12 日
ジャパン・リート・アドバイザーズ(株)	平成 15 年 3 月 19 日
グローバル・アライアンス・リアルティ(株)	平成 15 年 4 月 2 日
都市再生ファンド運用(株)	平成 15 年 6 月 6 日
東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント(株)	平成 15 年 6 月 16 日

合併により消滅した投資信託委託業者

消滅投資信託委託業者	存続投資信託委託業者	合併年月日
スミセイグローバル投信(株) さくら投信投資顧問(株) 三井住友海上アセットマネジメント(株) 住友ライフ・インベストメント(株)	三井生命グローバルアセットマネジメント(株) (合併後商号: 三井住友アセットマネジメント(株))	平成 14 年 12 月 1 日

営業譲渡により消滅した投資信託委託業者

消滅投資信託委託業者	譲渡先投資信託委託業者	譲渡年月日
プルデンシャル投信(株)	プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン・イク	平成 14 年 12 月 31 日
アサ・インベストメント・マネージャーズ 東京リート	アサ・ロゼンバーグ・インベストメント・マネジメント(株)	平成 15 年 3 月 13 日

投資信託委託業・投資法人資産運用業を廃業又は解散した投資信託委託業者

投資信託委託業者名	廃業・解散年月日
オフィスリートアセットマネジメント(株)	平成 14 年 9 月 24 日
ウィンカムプロパティ投信(株)	平成 14 年 9 月 25 日
エービーエヌ・アムロ・アセットマネジメント(株)	平成 14 年 10 月 31 日

(2) 投資顧問業者数 (資料 12 - 2 - 3 参照)

投資顧問業者の登録数

平成 14 年 4 月から 15 年 3 月末までに 68 者の登録が行われる一方で、85 者が廃業等により登録抹消された。

この結果、平成 15 年 3 月末現在の登録業者数は 614 者となった。

投資一任業者数

平成 14 年 4 月から 15 年 3 月末までに 7 社に認可が行われる一方で、16 社が投資一任業務を廃止（合併によるものを含む）した。

この結果、平成 15 年 3 月末現在の投資一任業者数は 133 社となった。

新規参入投資一任業者

投資一任業者名	認可年月日
(株)ユキ・マネジメント・アンド・リサーチ	平成 14 年 4 月 5 日
大同ライフ投信(株)	平成 14 年 6 月 11 日
(株)インスパイア投資顧問	平成 14 年 6 月 11 日
ホライゾン・アセット・インターナショナル・リミテッド	平成 14 年 8 月 20 日
プルデンシャル・イバーストメント・マネジメント・ジャパン・イカ	平成 14 年 11 月 22 日
オリックス投信投資顧問(株)	平成 14 年 11 月 22 日
新生インベストメント・マネジメント(株)	平成 15 年 3 月 12 日

投資一任業務を廃止した投資一任業者

投資一任業者名	廃業年月日
福銀投資顧問(株)	平成 14 年 4 月 24 日
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ジャパン・リミテッド	平成 14 年 5 月 8 日
興亜火災投資顧問(株)	平成 14 年 5 月 10 日
(株)千代田投資顧問	平成 14 年 5 月 29 日
北銀投資顧問(株)	平成 14 年 6 月 12 日
チュリッパ・スタッフ・投資顧問(株)	平成 14 年 6 月 27 日
ティ・アンド・ティ太陽大同投資顧問(株)	平成 14 年 8 月 26 日
商中投資顧問(株)	平成 14 年 10 月 9 日
(株)イソバ・投資顧問	平成 14 年 12 月 26 日
中央三井ステート・ストリート・アドバイザーズ (株)	平成 14 年 12 月 27 日
三井住友海上アセットマネジメント(株)	平成 15 年 1 月 22 日
住友ライフ・イバーストメント(株)	平成 15 年 1 月 22 日
スセイグローバル投信(株)	平成 15 年 1 月 22 日
さくら投信投資顧問(株)	平成 15 年 1 月 22 日
プルデンシャル・アセット・マネジメント・ジャパン(株)	平成 15 年 2 月 5 日

4. 運用資産の推移

(1) 投資信託（資料 12 - 2 - 4 参照）

投資信託については、純資産残高は平成 15 年 4 月末で公募投信 343,732 億円、私募投信 81,235 億円となっている。

(2) 投資一任契約（資料 12 - 2 - 5 参照）

投資一任契約については、契約資産残高は平成 14 年 12 月末で 546,492 億円と過去最高となった。